

地方独立行政法人法

＜地方独立行政法人制度の根拠法＞

評価委員会の基本的な所掌事務を規定（法第11条）

委任

東京都地方独立行政法人評価委員会条例

＜評価委員会の組織、委員など、基本的な事項を規定＞

分科会の設置を規定（条例第6条）

委任

東京都地方独立行政法人評価委員会規則（知事決定）

＜評価委員会の分科会、事務局など、下位組織等を規定＞

各分科会の所掌事務（大学の設置・管理、試験研究、高齢者医療・研究、病院事業）を規定（規則第2条）

委任

東京都地方独立行政法人評価委員会運営要綱（評価委員会決定）

＜評価委員会の会議運営について規定＞

分科会の議決権限を規定（第5条）

今回の改正対象  
（令和6年8月頃施行予定）